

官庁営繕事業

平成25年度		再評価			
事業名（箇所名）	帯広第2地方合同庁舎	担当課	官庁営繕部計画課	事業主体	国土交通省 北海道開発局
		担当課長名	川元 茂		
実施箇所	北海道帯広市西4条南8丁目1番地				
該当基準	事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業				
事業諸元	・敷地: 11,926 m ² ・構造: 鉄筋コンクリート造 地上6階建外 ・規模: 9,715 m ²				
事業期間	事業採択	平成 21 年度	完了	平成 31 年度	
総事業費（億円）	33				
目的・必要性	入居予定官署が現在使用している庁舎については、耐震性能不足、経年による老朽等の問題を有しており、利用者の安全・安心と利便性を確保するうえで支障となっている。 さらに、災害応急対策活動の拠点としての耐震安全性を確保するよう早急に施設の整備を行う必要がある。				
社会経済情勢等の変化	東日本大震災からの復興及び国土強靱化を進めつつ、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。				
事業の効果等	「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から本事業の効果が認められる。				
事業の進捗状況	敷地調査実施後、設計業務発注前				
事業の進捗の見込み	現計画の継続が必要である。				
コスト縮減や代替案立案等の可能性	本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。				
対応方針	継続				
対応方針理由	社会経済情勢等の変化はあるが、事業の必要性等については評価基準以上の評点となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、本計画を継続することが妥当であると認められる。				
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 事業継続として了承された。				

施設名： 帯広第2地方合同庁舎

事業場所： 北海道帯広市西4条南8丁目1番地

概要図
(位置図)



官庁営繕事業

平成25年度		再評価		
事業名（箇所名）	福島第2地方合同庁舎	担当課	官庁営繕部計画課	事業主体 国土交通省 東北地方整備局
		担当課長名	川元 茂	
実施箇所	福島県福島市狐塚17-20外			
該当基準	事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業			
事業諸元	・敷地: 4,900 m ² ・構造: 鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階 ・規模: 6,819 m ²			
事業期間	事業採択	平成 21 年度	完了	平成 - 年度
総事業費（億円）	23			
目的・必要性	入居予定官署が現在使用している庁舎については、耐震性能不足、経年による老朽等の問題を有しており、利用者の安全・安心と利便性を確保するうえで支障となっている。 さらに、災害応急対策活動の拠点としての耐震安全性を確保するよう早急に施設の整備を行う必要がある。			
社会経済情勢等の変化	東日本大震災からの復興への着実な取組み及び防災・減災の取組みを進める必要がある。また、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。			
事業の効果等	「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から本事業の効果が認められる。			
事業の進捗状況	敷地調査発注前			
事業の進捗の見込み	現計画の継続が必要である。			
コスト縮減や代替案立案等の可能性	本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。			
対応方針	継続			
対応方針理由	社会経済情勢等の変化はあるが、事業の必要性等については評価基準以上の評点となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、本計画を継続することが妥当であると認められる。			
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 継続事業として了承された。			

施設名： 福島第2地方合同庁舎

事業場所： 福島県福島市狐塚17-20外

概要図
(位置図)



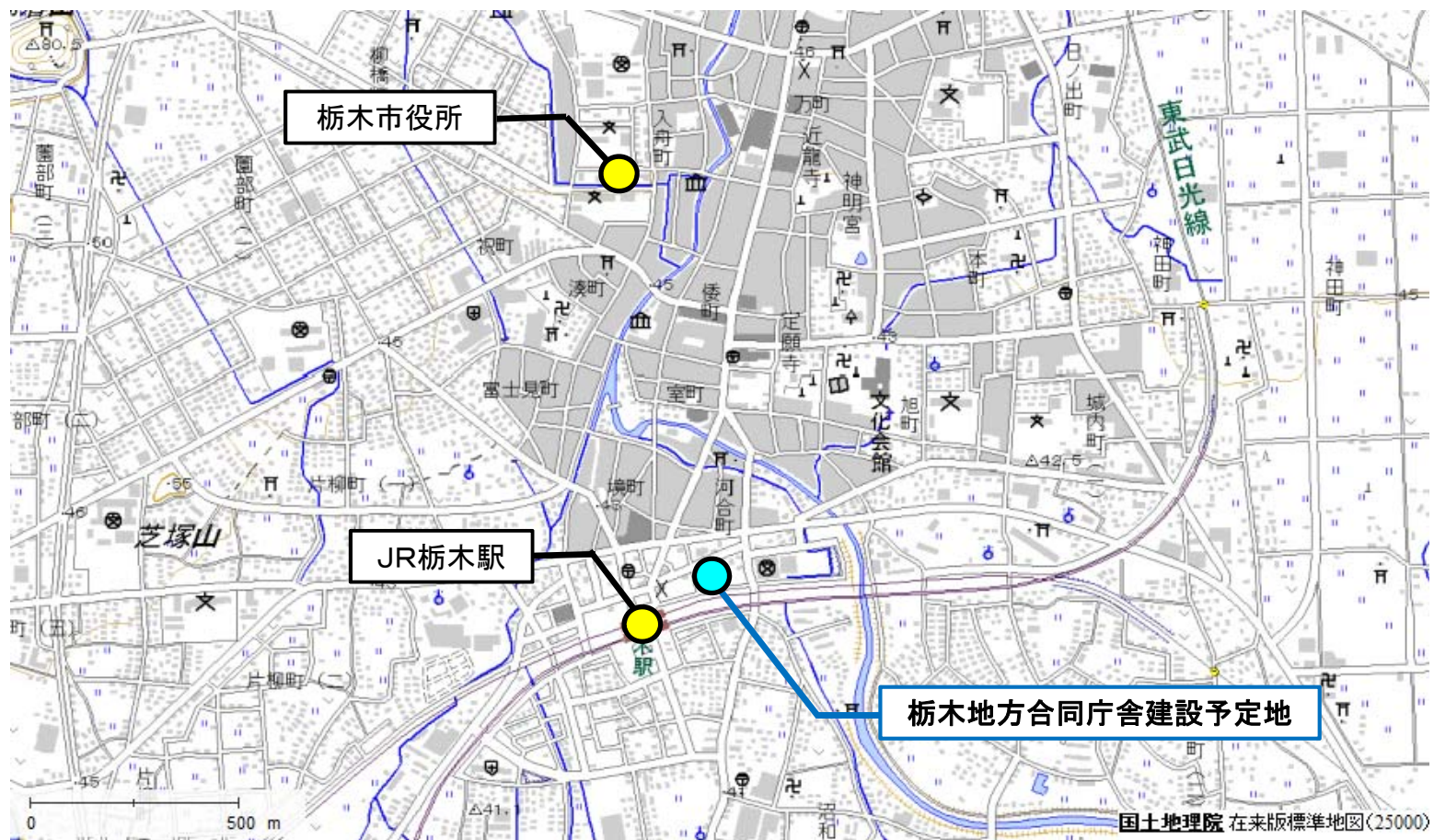
官庁営繕事業

平成25年度		再評価			
事業名(箇所名)	栃木地方合同庁舎	担当課	官庁営繕部計画課	事業主体	国土交通省 関東地方整備局
		担当課長名	川元 茂		
実施箇所	栃木県栃木市河合町1314-1				
該当基準	事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業				
事業諸元	・敷地: 2,900 m ² ・構造: 鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階 ・規模: 4,755 m ²				
事業期間	事業採択	平成 21 年度	完了	平成 - 年度	
総事業費(億円)	16				
目的・必要性	入居予定官署が現在使用している庁舎については、耐震性能不足、経年による老朽等の問題を有しており、利用者の安全・安心と利便性を確保するうえで支障となっている。				
社会経済情勢等の変化	入居予定官署の一部が入居を取り止めたことに加え、東日本大震災からの復興への着実な取組み及び防災・減災の取組みを進める必要がある。また、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。				
事業の効果等	「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から本事業の効果が認められる。				
事業の進捗状況	設計業務発注前				
事業の進捗の見込み	現計画の継続が必要である。				
コスト縮減や代替案立案等の可能性	本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。				
対応方針	継続				
対応方針理由	社会経済情勢等の変化はあるが、事業の必要性等については評価基準以上の評点となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、本計画を継続することが妥当であると認められる。				
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 継続事業として了承された。				

施設名： 栃木地方合同庁舎

事業場所： 栃木県栃木市河合町1314-1

概要図
(位置図)



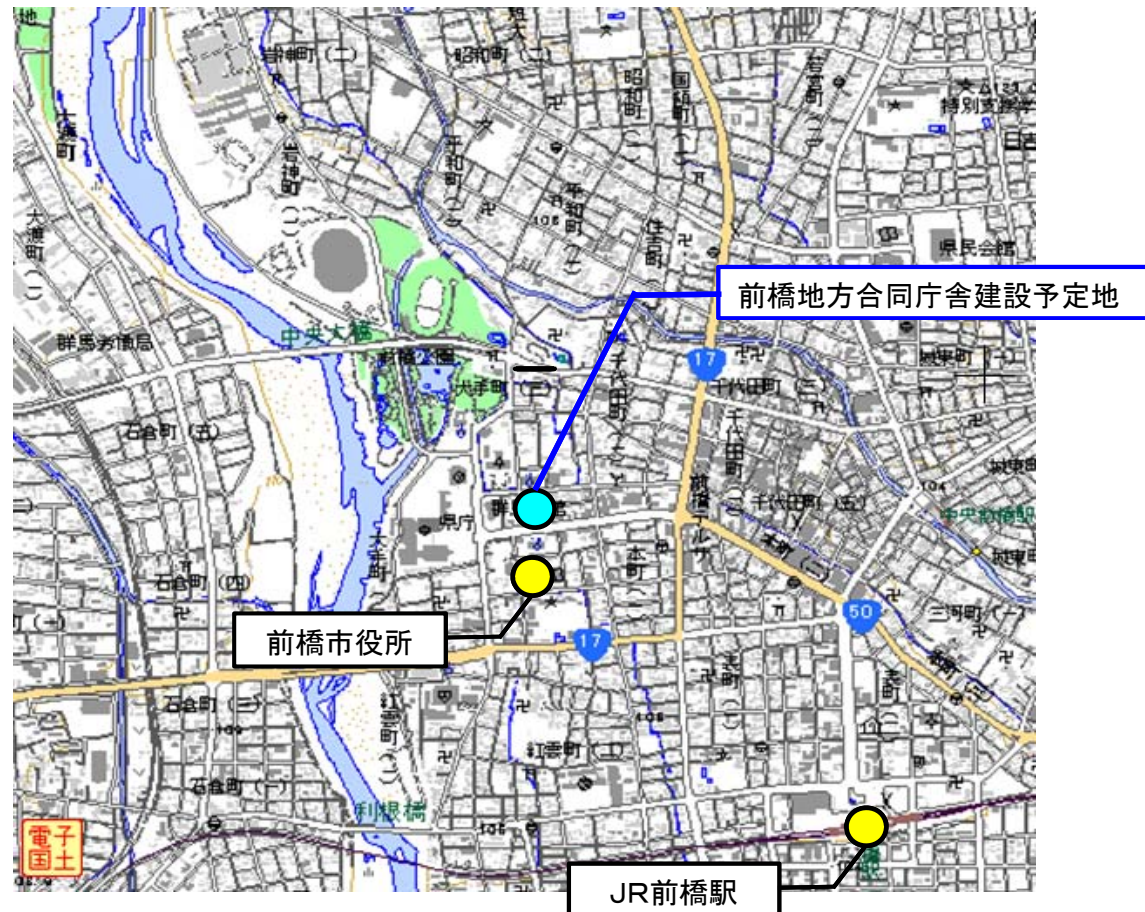
官庁営繕事業

平成25年度		再評価			
事業名（箇所名）	前橋地方合同庁舎	担当課	官庁営繕部計画課	事業主体	国土交通省 関東地方整備局
		担当課長名	川元 茂		
実施箇所	群馬県前橋市大手町2-3-1				
該当基準	事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業				
事業諸元	・敷地： 5,473 m ² ・構造： 鉄骨造 地上11階 地下1階 ・規模： 16,543 m ²				
事業期間	事業採択	平成 21 年度	完了	平成 27 年度	
総事業費（億円）	55				
目的・必要性	入居予定官署が現在使用している庁舎については、耐震性能不足、経年による老朽等の問題を有しており、利用者の安全・安心と利便性を確保するうえで支障となっている。 さらに、災害応急対策活動の拠点としての耐震安全性を確保するよう早急に施設の整備を行う必要がある。				
社会経済情勢等の変化	入居予定官署の一部が入居を取り止めたことに加え、東日本大震災からの復興及び国土強靱化を進めつつ、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。				
事業の効果等	「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から本事業の効果が認められる。				
事業の進捗状況	本体工事中				
事業の進捗の見込み	平成27年度完成予定				
コスト縮減や代替案立案等の可能性	本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。				
対応方針	継続				
対応方針理由	社会経済情勢等の変化はあるが、事業の必要性等については評価基準以上の評点となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、本計画を継続することが妥当であると認められる。				
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 継続事業として了承された。				

施設名： 前橋地方合同庁舎

事業場所： 群馬県前橋市大手町2-3-1

概要図
(位置図)



官庁営繕事業

平成25年度		再評価			
事業名（箇所名）	館林税務署（増築）	担当課	官庁営繕部計画課	事業主体	国土交通省 関東地方整備局
		担当課長名	川元 茂		
実施箇所	群馬県館林市仲町11-12				
該当基準	事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業				
事業諸元	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地： 2,413 m² ・構造： 鉄筋コンクリート造 地上4階外 ・規模： 2,127 m² 				
事業期間	事業採択	平成 21 年度	完了	平成 - 年度	
総事業費（億円）	6.3				
目的・必要性	現在使用している庁舎については、耐震性能不足、経年による老朽等の問題を有しており、利用者の安全・安心と利便性を確保するうえで支障となっている。				
社会経済情勢等の変化	東日本大震災からの復興への着実な取組み及び防災・減災の取組みを進める必要がある。また、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。				
事業の効果等	事業の必要性等に変化はないが、今後の事業進捗を見込むことが困難である。				
事業の進捗状況	設計業務発注前				
事業の進捗の見込み	今後の事業進捗を見込むことが困難。				
コスト縮減や代替案立案等の可能性	「コスト縮減や代替案立案等の可能性」は無い。				
対応方針	中止				
対応方針理由	本計画については、今後の事業進捗を見込むことが困難な状況にあるため中止する。				
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容> 事業中止として了承された。 耐震性の不足を改善するなど必要な代替措置を講ずること。</p>				

施設名： 館林税務署(増築)

事業場所： 群馬県館林市仲町11-12

概要図
(位置図)



官庁営繕事業

平成25年度		再評価			
事業名(箇所名)	新宿若松地方合同庁舎	担当課	官庁営繕部計画課	事業主体	国土交通省 関東地方整備局
		担当課長名	川元 茂		
実施箇所	東京都新宿区若松町19-1				
該当基準	事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業				
事業諸元	・敷地: 24,140 m ² ・構造: 鉄筋コンクリート造 地上7階地下1階外 ・規模: 32,872 m ²				
事業期間	事業採択	平成 21 年度	完了	平成 - 年度	
総事業費(億円)	141				
目的・必要性	入居予定官署が現在使用している庁舎については、耐震性能不足、経年による老朽等の問題を有しており、利用者の安全・安心と利便性を確保するうえで支障となっている。 さらに、災害応急対策活動の拠点としての耐震安全性を確保するよう早急に施設の整備を行う必要がある。				
社会経済情勢等の変化	東日本大震災からの復興への着実な取組み及び防災・減災の取組みを進める必要がある。また、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。				
事業の効果等	建設予定地の利用が困難となり、代替地確保の見込みもたっていないため、事業の進捗を見込むことが困難である。				
事業の進捗状況	設計業務発注前				
事業の進捗の見込み	今後の事業進捗を見込むことが困難。				
コスト縮減や代替案立案等の可能性	「コスト縮減や代替案立案等の可能性」は無い。				
対応方針	中止				
対応方針理由	本計画については、今後の事業進捗を見込むことが困難な状況にあるため中止する。				
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 事業中止として了承された。 耐震性の不足を改善するなど必要な代替措置を講ずること。				

施設名： 新宿若松地方合同庁舎

事業場所： 東京都新宿区若松町19-1

概要図
(位置図)



官庁営繕事業

平成25年度		再評価			
事業名（箇所名）	大久保地方合同庁舎	担当課	官庁営繕部計画課	事業主体	国土交通省 関東地方整備局
		担当課長名	川元 茂		
実施箇所	東京都新宿区大久保3-12				
該当基準	事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業				
事業諸元	・敷地: 5,112 m ² ・構造: 鉄筋コンクリート造 地上7階地下1階 ・規模: 10,824 m ²				
事業期間	事業採択	平成 21 年度	完了	平成 - 年度	
総事業費（億円）	39				
目的・必要性	入居予定官署が現在使用している庁舎については、耐震性能不足、経年による老朽等の問題を有しており、利用者の安全・安心と利便性を確保するうえで支障となっている。				
社会経済情勢等の変化	東日本大震災からの復興への着実な取組み及び防災・減災の取組みを進める必要がある。また、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。				
事業の効果等	建設予定地の利用が困難となり、代替地確保の見込みもたっていないため、事業の進捗を見込むことが困難である。				
事業の進捗状況	設計業務発注前				
事業の進捗の見込み	今後の事業進捗を見込むことが困難。				
コスト縮減や代替案立案等の可能性	「コスト縮減や代替案立案等の可能性」は無い。				
対応方針	中止				
対応方針理由	本計画については、今後の事業進捗を見込むことが困難な状況にあるため中止する。				
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 事業中止として了承された。 耐震性の不足を改善するなど必要な代替措置を講ずること。				

施設名： 大久保地方合同庁舎

事業場所： 東京都新宿区大久保3-12

概要図
(位置図)



官庁営繕事業

平成25年度		再評価			
事業名(箇所名)	世田谷地方合同庁舎	担当課	官庁営繕部計画課	事業主体	国土交通省 関東地方整備局
		担当課長名	川元 茂		
実施箇所	東京都世田谷区若林4-22-14				
該当基準	事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業				
事業諸元	・敷地: 4,130 m ² ・構造: 鉄筋コンクリート造 地上6階地下1階 ・規模: 7,136 m ²				
事業期間	事業採択	平成 21 年度	完了	平成 27 年度	
総事業費(億円)	22				
目的・必要性	入居予定官署が現在使用している庁舎については、耐震性能不足、経年による老朽等の問題を有しており、利用者の安全・安心と利便性を確保するうえで支障となっている。				
社会経済情勢等の変化	東日本大震災からの復興及び国土強靱化を進めつつ、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。				
事業の効果等	「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から本事業の効果が認められる。				
事業の進捗状況	設計業務中 平成25年度本体工事発注予定				
事業の進捗の見込み	平成27年度完成予定				
コスト縮減や代替案立案等の可能性	本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。				
対応方針	継続				
対応方針理由	社会経済情勢等の変化はあるが、事業の必要性等については評価基準以上の評点となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、本計画を継続することが妥当であると認められる。				
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 継続事業として了承された。				

施設名： 世田谷地方合同庁舎

事業場所： 東京都世田谷区若林4-22-14

概要図
(位置図)



官庁営繕事業

平成25年度		再評価			
事業名(箇所名)	豊島地方合同庁舎	担当課	官庁営繕部計画課	事業主体	国土交通省 関東地方整備局
		担当課長名	川元 茂		
実施箇所	東京都豊島区池袋4-30-20				
該当基準	事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業				
事業諸元	・敷地: 4,637 m ² ・構造: 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上10階 ・規模: 10,573 m ²				
事業期間	事業採択	平成 21 年度	完了	平成 - 年度	
総事業費(億円)	41				
目的・必要性	入居予定官署が現在使用している庁舎については、耐震性能不足、経年による老朽等の問題を有しており、利用者の安全・安心と利便性を確保するうえで支障となっている。				
社会経済情勢等の変化	東日本大震災からの復興への着実な取組み及び防災・減災の取組みを進める必要がある。また、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。				
事業の効果等	事業の必要性等に変化はないが、今後の事業進捗を見込むことが困難である。				
事業の進捗状況	設計業務発注前				
事業の進捗の見込み	今後の事業進捗を見込むことが困難。				
コスト縮減や代替案立案等の可能性	「コスト縮減や代替案立案等の可能性」は無い。				
対応方針	中止				
対応方針理由	本計画については、今後の事業進捗を見込むことが困難な状況にあるため中止する。				
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 事業中止として了承された。 耐震性の不足を改善するなど必要な代替措置を講ずること。				

施設名： 豊島地方合同庁舎

事業場所： 東京都豊島区池袋4-30-20

概要図
(位置図)



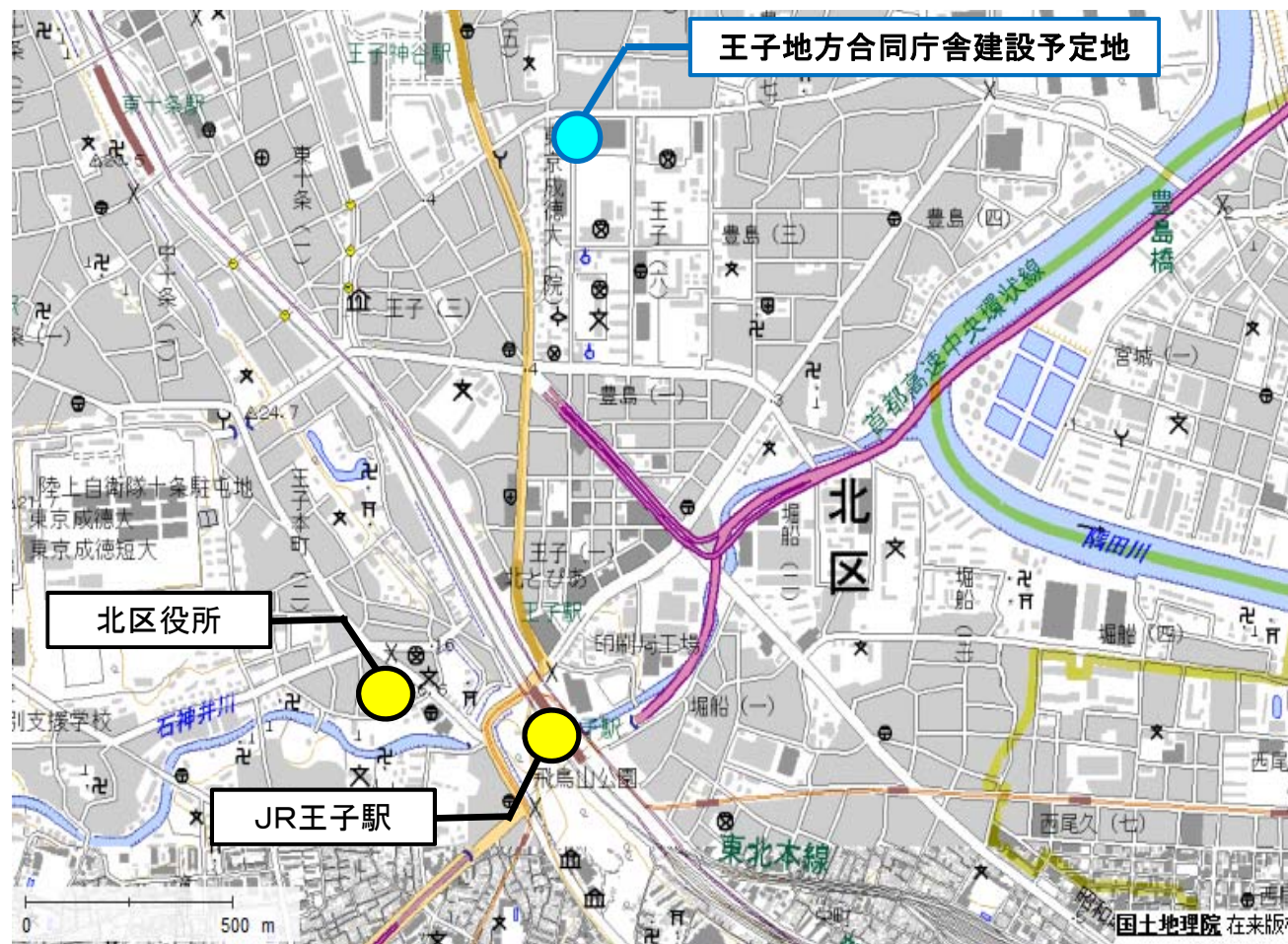
官庁営繕事業

平成25年度		再評価			
事業名（箇所名）	王子地方合同庁舎	担当課	官庁営繕部計画課	事業主体	国土交通省 関東地方整備局
		担当課長名	川元 茂		
実施箇所	東京都北区王子6-10-21				
該当基準	事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業				
事業諸元	・敷地: 4,581 m ² ・構造: 鉄筋コンクリート造 地上5階 ・規模: 6,143 m ²				
事業期間	事業採択	平成 21 年度	完了	平成 - 年度	
総事業費（億円）	20				
目的・必要性	入居予定官署が現在使用している庁舎については、耐震性能不足、経年による老朽等の問題を有しており、利用者の安全・安心と利便性を確保するうえで支障となっている。				
社会経済情勢等の変化	東日本大震災からの復興への着実な取組み及び防災・減災の取組みを進める必要がある。また、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。				
事業の効果等	建設予定地の利用が困難となり、代替地確保の見込みもたっていないため、事業の進捗を見込むことが困難である。				
事業の進捗状況	設計業務発注前				
事業の進捗の見込み	今後の事業進捗を見込むことが困難。				
コスト縮減や代替案立案等の可能性	「コスト縮減や代替案立案等の可能性」は無い。				
対応方針	中止				
対応方針理由	本計画については、今後の事業進捗を見込むことが困難な状況にあるため中止する。				
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 事業中止として了承された。 耐震性の不足を改善するなど必要な代替措置を講ずること。				

施設名： 王子地方合同庁舎

事業場所： 東京都北区王子6-10-21

概要図
(位置図)



官庁営繕事業

平成25年度		再評価			
事業名（箇所名）	横浜地方合同庁舎	担当課	官庁営繕部計画課	事業主体	国土交通省 関東地方整備局
		担当課長名	川元 茂		
実施箇所	神奈川県横浜市中区新港1-6-2				
該当基準	事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業				
事業諸元	・敷地: 16,000 m ² ・構造: 鉄骨造 地上10階地下2階 ・規模: 36,301 m ²				
事業期間	事業採択	平成 21 年度	完了	平成 - 年度	
総事業費（億円）	134				
目的・必要性	入居予定官署が現在使用している庁舎については、耐震性能不足、経年による老朽等の問題を有しており、利用者の安全・安心と利便性を確保するうえで支障となっている。 さらに、災害応急対策活動の拠点としての耐震安全性を確保するよう早急に施設の整備を行う必要がある。				
社会経済情勢等の変化	東日本大震災からの復興への着実な取組み及び防災・減災の取組みを進める必要がある。また、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。				
事業の効果等	「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から本事業の効果が認められる。				
事業の進捗状況	設計業務発注前				
事業の進捗の見込み	現計画の継続が必要である。				
コスト縮減や代替案立案等の可能性	本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。				
対応方針	継続				
対応方針理由	社会経済情勢等の変化はあるが、事業の必要性等については評価基準以上の評点となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、本計画を継続することが妥当であると認められる。				
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 継続事業として了承された。				

施設名： 横浜地方合同庁舎

事業場所： 神奈川県横浜市中区新港1-6-2

概要図
(位置図)



官庁営繕事業

平成25年度		再評価		
事業名（箇所名）	大阪第6地方合同庁舎	担当課	官庁営繕部計画課	事業主体 国土交通省 近畿地方整備局
		担当課長名	川元 茂	
実施箇所	大阪府大阪市中央区大手前3丁目			
該当基準	事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業			
事業諸元	・敷地： 6,504 m ² ・構造： 鉄骨造 地上20階 地下1階 ・規模： 45,498 m ²			
事業期間	事業採択	平成 21 年度	完了	平成 - 年度
総事業費（億円）	171			
目的・必要性	入居予定官署が現在使用している庁舎については、耐震性能不足、経年による老朽等の問題を有しており、利用者の安全・安心と利便性を確保するうえで支障となっている。 さらに、災害応急対策活動の拠点としての耐震安全性を確保するよう早急に施設の整備を行う必要がある。			
社会経済情勢等の変化	東日本大震災からの復興への着実な取組み及び防災・減災の取組みを進める必要がある。また、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。			
事業の効果等	「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から本事業の効果が認められる。			
事業の進捗状況	敷地調査発注前			
事業の進捗の見込み	現計画の継続が必要である。			
コスト縮減や代替案立案等の可能性	本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。			
対応方針	継続			
対応方針理由	社会経済情勢等の変化はあるが、事業の必要性等については評価基準以上の評点となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、本計画を継続することが妥当であると認められる。			
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 継続事業として了承された。			

施設名：大阪第6地方合同庁舎

事業場所：大阪府大阪市中央区大手前3丁目

概要図
(位置図)



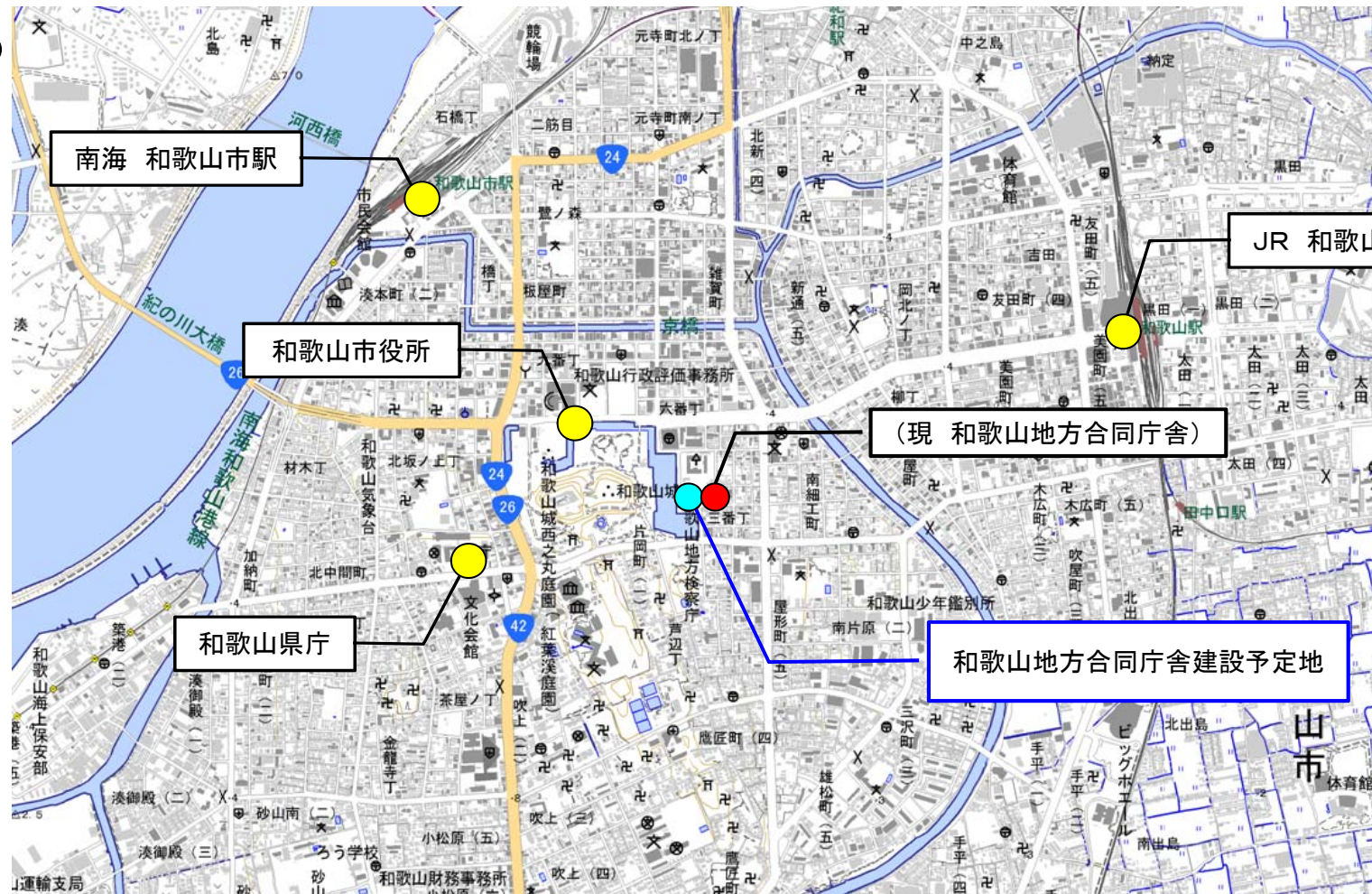
官庁営繕事業

平成25年度		再評価			
事業名（箇所名）	和歌山地方合同庁舎	担当課	官庁営繕部計画課	事業主体	国土交通省 近畿地方整備局
		担当課長名	川元 茂		
実施箇所	和歌山県和歌山市二番丁3				
該当基準	事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業				
事業諸元	・敷地： 6,501 m ² ・構造： 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上11階地下1階 ・規模： 22,405 m ²				
事業期間	事業採択	平成 21 年度	完了	平成 27 年度	
総事業費（億円）	78				
目的・必要性	入居予定官署が現在使用している庁舎については、耐震性能不足、経年による老朽等の問題を有しており、利用者の安全・安心と利便性を確保するうえで支障となっている。 さらに、災害応急対策活動の拠点としての耐震安全性を確保するよう早急に施設の整備を行う必要がある。				
社会経済情勢等の変化	東日本大震災からの復興及び国土強靱化を進めつつ、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。				
事業の効果等	「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から本事業の効果が認められる。				
事業の進捗状況	平成25年度本体工事発注予定				
事業の進捗の見込み	平成27年度完成予定				
コスト縮減や代替案立案等の可能性	本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。				
対応方針	継続				
対応方針理由	社会経済情勢等の変化はあるが、事業の必要性等については評価基準以上の評点となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、本計画を継続することが妥当であると認められる。				
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 事業継続として了承された。				

施設名： 和歌山地方合同庁舎

事業場所： 和歌山県和歌山市二番丁3

概要図
(位置図)



官庁営繕事業

平成25年度		再評価			
事業名（箇所名）	高松地方合同庁舎(Ⅱ期)	担当課	官庁営繕部計画課	事業主体	国土交通省 四国地方整備局
		担当課長名	川元 茂		
実施箇所	香川県高松市サンポート3-33				
該当基準	事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業				
事業諸元	・敷地: 11,262 m ² (既存敷地6,389m ² 含む) ・構造: 鉄骨造地上11階地下1階 ・規模: 24,021 m ²				
事業期間	事業採択	平成 21 年度	完了	平成 年度	
総事業費(億円)	83				
目的・必要性	入居予定官署が現在使用している庁舎については、耐震性能不足、経年による老朽等の問題を有しており、利用者の安全・安心と利便性を確保するうえで支障となっている。 さらに、災害応急対策活動の拠点としての耐震安全性を確保するよう早急に施設の整備を行う必要がある。				
社会経済情勢等の変化	東日本大震災からの復興及び国土強靱化を進めつつ、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。 また、平成24年の条例改正により駐車場附置義務台数が減り、地下駐車場が不要となった。				
事業の効果等	「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から本事業の効果が認められる。				
事業の進捗状況	設計業務中				
事業の進捗の見込み	現計画の継続が必要である。				
コスト縮減や代替案立案等の可能性	本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。				
対応方針	継続				
対応方針理由	社会経済情勢等の変化はあるが、事業の必要性等については評価基準以上の評点となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、本計画を継続することが妥当であると認められる。				
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 事業継続として了承された。				

施設名： 高松地方合同庁舎(Ⅱ期)

事業場所： 香川県高松市サンポート3-33

概要図
(位置図)

高松地方合同庁舎(Ⅱ期)建設予定地



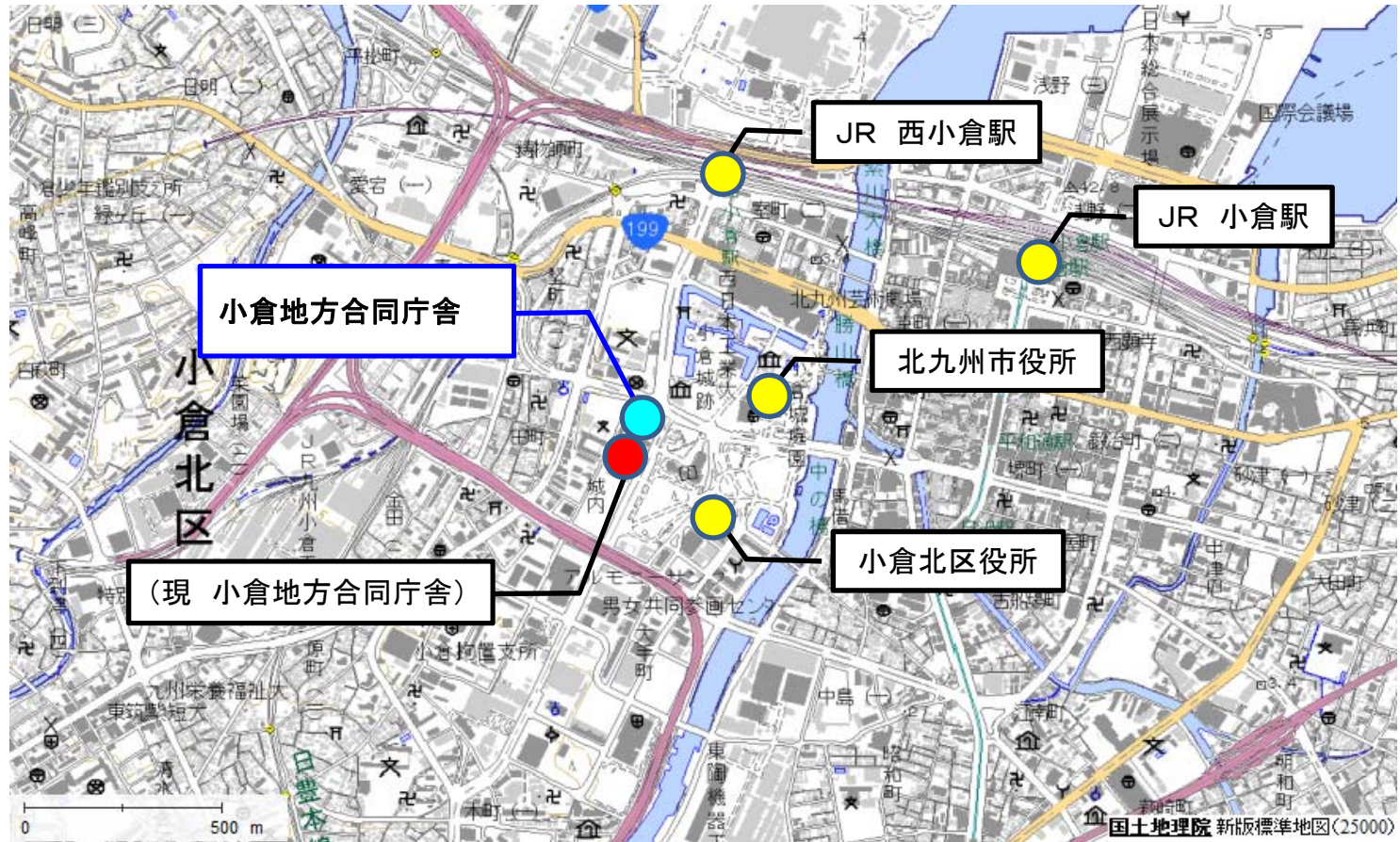
官庁営繕事業

平成25年度		再評価			
事業名（箇所名）	小倉地方合同庁舎	担当課	官庁営繕部計画課	事業主体	国土交通省 九州地方整備局
		担当課長名	川元 茂		
実施箇所	北九州市小倉北区城内5番1号				
該当基準	事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業				
事業諸元	・敷地： 2,870 m ² ・構造： 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上8階 ・規模： 6,146 m ²				
事業期間	事業採択	平成 21 年度	完了	平成 一 年度	
総事業費（億円）	20				
目的・必要性	入居予定官署が現在使用している庁舎については、耐震性能不足、経年による老朽等の問題を有しており、利用者の安全・安心と利便性を確保するうえで支障となっている。 さらに、災害応急対策活動の拠点としての耐震安全性を確保するよう早急に施設の整備を行う必要がある。				
社会経済情勢等の変化	東日本大震災からの復興への着実な取組み及び防災・減災の取組みを進める必要がある。また、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。				
事業の効果等	「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から本事業の効果が認められる。				
事業の進捗状況	敷地調査発注前				
事業の進捗の見込み	現計画の継続が必要である。				
コスト縮減や代替案立案等の可能性	本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。				
対応方針	継続				
対応方針理由	社会経済情勢等の変化はあるが、事業の必要性等については評価基準以上の評点となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、本計画を継続することが妥当であると認められる。				
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 継続事業として了承された。				

施設名： 小倉地方合同庁舎

事業場所： 北九州市小倉北区城内5番1号

概要図
(位置図)



官庁営繕事業

平成25年度		再評価			
事業名（箇所名）	唐津港湾合同庁舎	担当課	官庁営繕部計画課	事業主体	国土交通省 九州地方整備局
		担当課長名	川元 茂		
実施箇所	佐賀県唐津市ニタ子3丁目216番地				
該当基準	事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業				
事業諸元	・敷地： 2,921 m ² ・構造： 鉄筋コンクリート造 地上3階 ・規模： 2,959 m ²				
事業期間	事業採択	平成 21 年度	完了	平成 - 年度	
総事業費（億円）	11				
目的・必要性	入居予定官署が現在使用している庁舎については、耐震性能不足、経年による老朽等の問題を有しており、利用者の安全・安心と利便性を確保するうえで支障となっている。 さらに、災害応急対策活動の拠点としての耐震安全性を確保するよう早急に施設の整備を行う必要がある。				
社会経済情勢等の変化	入居予定官署の一部が入居を取り止めたことに加え、東日本大震災からの復興への着実な取組み及び防災・減災の取組みを進める必要がある。また、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。				
事業の効果等	「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から本事業の効果が認められる。				
事業の進捗状況	敷地調査発注前				
事業の進捗の見込み	現計画の継続が必要である。				
コスト縮減や代替案立案等の可能性	本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。				
対応方針	継続				
対応方針理由	社会経済情勢等の変化はあるが、事業の必要性等については評価基準以上の評点となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、本計画を継続することが妥当であると認められる。				
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 継続事業として了承された。				

施設名： 唐津港湾合同庁舎

事業場所： 佐賀県唐津市二夕子3丁目216番地

概要図
(位置図)



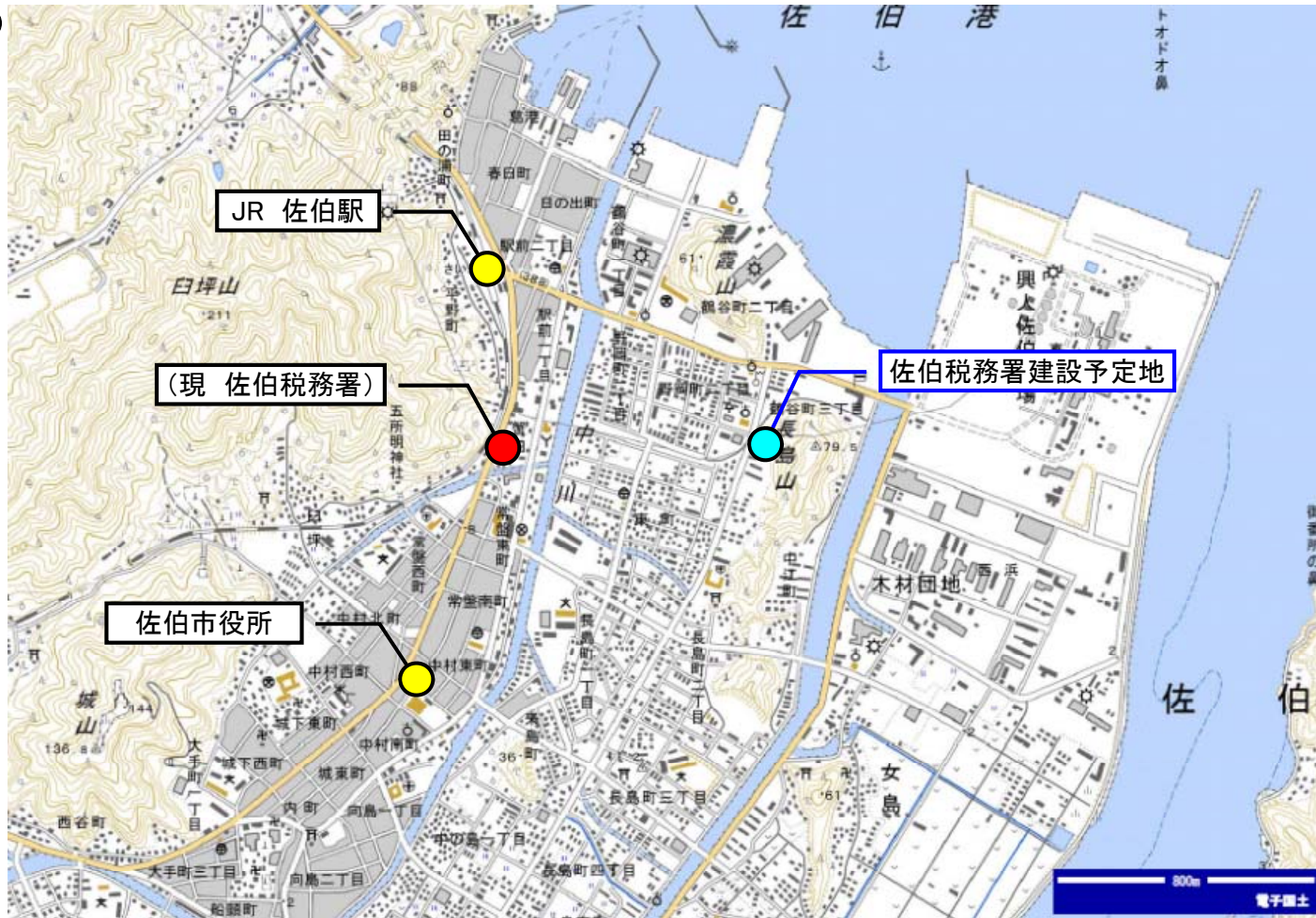
官庁営繕事業

平成25年度		再評価			
事業名（箇所名）	佐伯税務署	担当課	官庁営繕部計画課	事業主体	国土交通省 九州地方整備局
		担当課長名	川元 茂		
実施箇所	大分県佐伯市東町12147-62				
該当基準	事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業				
事業諸元	・敷地: 2,492 m ² ・構造: 鉄筋コンクリート造 地上2階 ・規模: 1,384 m ²				
事業期間	事業採択	平成 21 年度	完了	平成 - 年度	
総事業費（億円）	4.8				
目的・必要性	現在使用している庁舎については、立地条件の不良、経年による老朽等の問題を有しており、利用者の安全・安心と利便性を確保するうえで支障となっている。				
社会経済情勢等の変化	東日本大震災からの復興への着実な取組み及び防災・減災の取組みを進める必要がある。また、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。				
事業の効果等	「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から本事業の効果が認められる。				
事業の進捗状況	設計業務完了後、本体工事発注前				
事業の進捗の見込み	現計画の継続が必要である。				
コスト縮減や代替案立案等の可能性	本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。				
対応方針	継続				
対応方針理由	社会経済情勢等の変化はあるが、事業の必要性等については評価基準以上の評点となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、本計画を継続することが妥当であると認められる。				
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 継続事業として了承された。				

施設名： 佐伯税務署

事業場所： 大分県佐伯市東町12147-62

概要図
(位置図)



官庁営繕事業

平成25年度		再評価		
事業名（箇所名）	鹿児島第3地方合同庁舎	担当課	官庁営繕部計画課	事業主体 国土交通省 九州地方整備局
		担当課長名	川元 茂	
実施箇所	鹿児島県鹿児島市山下町13番8号			
該当基準	事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業			
事業諸元	・敷地： 8,198 m ² の一部 ・構造： 鉄筋コンクリート造 地上4階 地下2階 ・規模： 14,576 m ²			
事業期間	事業採択	平成 21 年度	完了	平成 一 年度
総事業費（億円）	61			
目的・必要性	入居予定官署が現在使用している庁舎については、耐震性能不足、経年による老朽等の問題を有しており、利用者の安全・安心と利便性を確保するうえで支障となっている。 さらに、災害応急対策活動の拠点としての耐震安全性を確保するよう早急に施設の整備を行う必要がある。			
社会経済情勢等の変化	東日本大震災からの復興への着実な取組み及び防災・減災の取組みを進める必要がある。また、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。			
事業の効果等	「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から本事業の効果が認められる。			
事業の進捗状況	敷地調査発注前			
事業の進捗の見込み	現計画の継続が必要である。			
コスト縮減や代替案立案等の可能性	本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。			
対応方針	継続			
対応方針理由	社会経済情勢等の変化はあるが、事業の必要性等については評価基準以上の評点となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、本計画を継続することが妥当であると認められる。			
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 継続事業として了承された。			

施設名： 鹿児島第3地方合同庁舎

事業場所： 鹿児島県鹿児島市山下町13番8号

概要図
(位置図)

